

国分寺市教育委員会議事録・第4—1号

会議の種類 第3回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和3年3月24日(水) 午後2時
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	富 山 謙 一
委 員	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子

(説明員)

教育部長	一ノ瀬 理
教育総務課長	日 高 久 善
学務課長	中 島 弘 美
学校指導課長	富 永 大 優
統括指導主事	大 島 伸 二
指導主事	野 村 宏 行
指導主事	渡 辺 大 輔
社会教育課長	千 葉 昌 恵
ふるさと文化財課長	高 杉 強
ふるさと文化財担当課長	櫻 井 明 徳
公民館課長兼本多公民館長	前 田 典 人
図書館課長兼本多図書館長	戸 部 伸 広
スポーツ振興課長	木 村 達 郎

(事務局)

書 記	佐々木 理絵子
書 記	大 嶽 みなみ

傍聴人 2人

〔開会と署名委員の指名〕

午後2時、教育長は開会を宣言し、署名委員として3番富山教育長職務代理者、4番大木委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

- ・令和3年1月28日開催の令和3年第1回国分寺市教育委員会定例会議事録第1号
- ・令和3年2月5日開催の令和3年第1回国分寺市教育委員会臨時会議事録第2-1号
- ・令和3年2月5日開催の令和3年第1回国分寺市教育委員会臨時会議事録第2-2号

〔教育長等の報告〕

教育長 改めまして、こんにちは。本日も大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。桜の花も満開に近づいている大変穏やかな晴天の中、昨日は中学校、そして本日は小学校の卒業式が無事終了したと各校から報告がありました。今年の卒業生については、1年間新型コロナウイルス感染症対策ということで、様々な学校行事や宿泊的行事が中止や制限される中でありましたが、本当にそれぞれの学校のリーダーとして、できることを確実にやっていただいたということで、感謝しかないと思っております。何ができなかったというよりも、多くのことが学べた記憶に残る1年間だったことを心に刻んでいただいて、これからさらに飛躍していただければと思っております。

保護者や地域の皆様方、多くの方に支えられた教育活動1年間を無事終了しということに、教育委員会としても改めて感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

なお、本日、藤井委員につきましては、1年以上前から福島への支援の予定が入っていたということで、御欠席となりました。おそらく今頃、福島に行かれて様々な支援活動をされているのかなと思っております。

〔議事〕

教育長 では、早速日程第4、議事に移らせていただきます。

まず、1つ目の議案第8号につきましては、人事に関する案件でございますので、この後、同様に人事に関わるような案件も含まれております。12番、13番、議案第19号、第20号と併せて秘密会で審議させていただきたいと思っております。そのことについて後ほど御提案させていただきますので、後に回すということよろしいでしょうか。

2 議案第9号 国分寺市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容)

国分寺市プレイステーション事業を子ども家庭部に移管するため、国分寺市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則(平成27年教委規則第8号)の一部を改正する必要がある。

3 議案第10号 国分寺市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容)

国分寺市プレイステーション事業を子ども家庭部に移管するため、国分寺市教育委員会

事務局処務規則（昭和34年教委規則第1号）の一部を改正する必要がある。

4 議案第11号 国分寺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について<教育長提出>

（議案の内容）

国分寺市プレイステーション事業を子ども家庭部に移管するため、国分寺市教育委員会事務決裁規程（平成5年教委訓令第3号）の一部を改正する必要がある。

（議案の説明）

教育総務課長 議案第9号、議案第10号、議案第11号につきまして御説明をさせていただきます。こちらにつきましては、国分寺市プレイステーション事業を市長部局へ移管するため、「教育委員会」を「市長」に変更した国分寺市プレイステーション条例の一部改正について、1月の教育委員会定例会にて可決していただきました。その後、3月22日の市議会本会議におきましても可決されてございます。関連する規則、規程の一部改正となるものでございます。そちらについて御説明をさせていただきます。

まず、議案第9号、国分寺市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。国分寺市教育委員会の権限に属する事務の一部委任する受任者と委任事務について、第2条関係、こちら別表でございます。教育委員会が市の子ども家庭部長へ委任している青少年に関する事務、こちらの委任事務から除いているプレイステーションに関するものを削除するとともに、箇条書きに整理させていただきました。

続きまして、議案第10号になります。1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。条例第4条関係事務局の部、課、係の分掌事務の一覧でございます。社会教育課の分掌事務について「プレイステーション」を削除する内容でございます。社会教育課は担当制でございますので係の表示がないという内容になってございます。

続きまして、議案第11号、国分寺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてというものになります。同じく1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。第4条関係、各課の決裁事案の別表第2になってございます。同じく社会教育課事務決裁事案につきまして、「プレイステーション」を削除する内容でございます。

こちら3議案とも施行日につきましては、令和3年4月1日からという内容になってございます。簡単でございますが、説明は以上となります。

（意見・質疑の要旨）

教育長 ありがとうございます。説明が終わりました。それでは、議案第9号、10号、11号について一括して御意見、御質問等ございましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。条例改正に伴う規則等の改正でございます。

議案第9号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

（採決）

原案どおり可決（全員一致）

教育長 続きまして、議案第10号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

（採決）

原案どおり可決（全員一致）

教育長 議案第11号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

（採決）

原案どおり可決（全員一致）

5 議案第12号 国分寺市教育委員会会計年度任用職員の採用、勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

（議案の内容と説明）

新たに放課後子どもプラン運営担当及び放課後子どもプラン運営補助担当の職を追加するため、国分寺市教育委員会会計年度任用職員の採用、勤務時間、報酬等に関する規則（令和元年教委規則第1号）の一部を改正する必要がある。

教育総務課長 1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。第3条関係、会計年度任用職員の職の区分及び職名の別表第1でございます。放課後子どもプラン室の事業を社会教育課で運用することとなったことから、教育委員会にて会計年度任用職員を任用する必要となり、職名を追加するという内容でございます。

技術、経験及び一定の事務処理能力、または技能を必要とする職の区分に「副校長補佐」の後にございますが、「放課後子どもプラン運営担当」を、続きまして、「事務補助や軽作業等に従事する職」の区分に「文化財展示施設展示案内解説等業務担当」の後に、「放課後子どもプラン運営補助担当」を追加してございます。職名を追加するための表示の仕方としまして、1つ前の職名と一緒に表示することになっておりますので、このような新旧対照表となっております。こちらにつきまして、施行日については令和3年4月1日からということになってございます。御説明は以上になります。

（意見・質疑の要旨）

大木委員 こちら放課後子どもプランの運営担当になりますと、具体的にはどういったお仕事が想定されているのかということが1点です。それに伴いまして、この運営担当は「技術、経験及び一定の事務処理能力又は技能を必要とする職」とありますが、どういう点でこのような技術ですとか、あるいは技能が必要だということの判断をされていらっしゃるのでしょうか。

社会教育課長 まず、この月額職員のつきましては、放課後子どもプランという事業の中で、現在各10校で実施委員の方たちに運営をしていただいているところでございます。その運営につきまして、統括的に補助できるような支援員を設置いたしまして、各校からの相談を受けて、運営の円滑な補助に入るための職員を配置したいと考えてございます。

また、事務補助員につきましては、保育士や教員等の資格を持った者が、学童保育所と同様の能力を持った職員が、放課後子どもプランの補助職員として一緒に入ることによって、円滑な運営に寄与していただきたいということで、資格を設けさせていただきました。

大木委員 そういう内容であれば、十分に資格なども必要ですし、この放課後子どもプランに関しましてはいろいろと各校で御心配や御相談なさりたいということも多々あったと伺っておりますので、しっかりとそのような方をこのような形で位置づけていただければ、各校も安心されるのではないかと思います。ありがとうございます。

教育長 ちなみに何人ぐらいの配置の予定ですか。

社会教育課長 月額の会計年度任用職員につきましては、1人配置をさせていただきたいと思っております。それから、事務補助員といたしましては各校2人を入れまして、1週間5日の間の勤務を賄うように、今計画を立てているところでございます。

教育長 新たな配置ということですので、ぜひ有効に活用していただいて、円滑に事業が進むようによろしくお願い申し上げます。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

6 議案第13号 国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則(平成11年教委規則第2号)第2条第1項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱する必要がある。

学務課長 学校医につきましては、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則第2条におきまして、任期を2年と定めさせていただいております。この2年の任期の満了に伴いまして、新たに委嘱をする必要があるために御提案をさせていただくものとなります。

2ページをご覧ください。委嘱に当たりましては、国分寺市医師会、国分寺市歯科医師会、国分寺市薬剤師会からの推薦をいただいたの提案となっております。こちらの候補者一覧が今回提案をさせていただく先生方となります。名前の前に星印がついている方、こちらが前年度からの変更があった方となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 学校薬剤師が比較的たくさんの方が新たな方ですが、これは何か理由があるのでしょうか。御推薦でこうなったということでしょうか。

学務課長 こちらにつきましても、特段大きな理由というのは伺ってございませんが、薬剤師会からの推薦で、こちらの皆さんに引き受けていただいたこととなります。

教育長 ありがとうございます。そのほかの学校医、学校歯科医等は比較的变化は少なかったような気がするのですが、その点についてはいかがですか。

学務課長 こちらにつきましては、学校、国分寺市医師会ともお話をさせていただいた中で、コロナ禍での学校運営ということで、昨年度の状況がよくわかった者がそのまま学校医になったほうがいいのではないかとということで、極力変更がないような体制を整えているとお話を伺っております。

教育長 大変ありがたいことだと思います。こういう状況の中では、できるだけ子どもたちの実態を把握していただいている先生方をお願いできたらという願いです。大変ありがたいことだと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

7 議案第14号 国分寺市立中学校給食の実施に関する規則及び国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

（議案の内容と説明）

令和3年4月1日からの学校給食用牛乳供給価格の引上げに伴い、国分寺市立中学校給食の実施に関する規則（平成19年教委規則第11号）及び国分寺市立小学校給食の実施に関する規則（平成21年教委規則第5号）の一部を改正する必要がある。

学務課長 1枚おめくりください。まず最初に新旧対照表、こちら中学校のものとなりますが、こちらを御確認お願いいたします。牛乳代につきましては、東京都教育委員会が東京都全体として決定をしております。今回、令和3年度の牛乳代につきまして通知がありまして、今回の御提案をさせていただいております。牛乳代につきましては1本につき1円増とさせていただいております。完全給食は牛乳代と外注給食の合計額となります。外注給食費の変更はございませんので1円増という形になってございます。

次に、こちらの裏をまた御確認ください。こちらにつきましては小学校給食の実施に関する規則の新旧対照表となります。内容としましては、同様に牛乳代の増額となります。月額計算につきましては、年間の上昇分を実施月数であります11か月で割った金額となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

（意見・質疑の要旨）

教育長 牛乳代の値上げによる値上げといいますが、1食分当たり1円の値上がりということだと思いますが、よろしいでしょうか。

（採決）

原案どおり可決（全員一致）

8 議案第15号 国分寺市社会教育委員の会議への諮問について<教育長提出>

（議案の内容と説明）

社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項第2号の規定により、多様な学びの手法から生まれる新しい社会教育について諮問をするため、必要がある。

社会教育課長 裏面をご覧ください。今年度の市の社会教育については、社会教育施設である公民館や図書館、その他の施設においても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、長期間にわたり臨時休館を余儀なくされました。このことに伴い、学びたい方々の行動で集まること自体に制限が生まれ、これまでの手法での社会教育の推進が難しくなる状況になっておりました。このような状況の中で、今までのように集まって学ぶ等対面方式からリモートやオンラインで、人と人が接することがない感染の拡大を防止する形式で、会議や講義などの取組が推奨されるようになりました。

社会教育の分野においては、実体験を通して学ぶことや、人と人との学び合いや、つながりを生み出すことや、学んだ成果を社会に生かしていくことが大切であることから、全てを非接触形式に置き換えることができない学びがあります。インターネット環境があれば、どこからでも参加できるオンライン講座等で、より多くの多様な人々に学習の機会を開くことにつながります。また、オンラインと対面方式を組み合わせることで、新たな学

びやつながりを生み出すことも考えられます。

これからは学びの目的や対象によって、様々な手法を用いて柔軟に対応できるようになることが求められ、新しい社会教育の形式がなされていくものと考えております。

つきましては、多様な学びの手法から生まれる新しい社会教育について、社会教育委員の会議に御意見を伺いたく、諮問したいというものでございます。

なお、こちらには記載はございませんが、答申は令和3年度の後期事業や予算編成に活用したいと考えておりますので、令和3年9月を目途にお願いしたいと考えてございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

富山教育長職務代理者 この新型コロナウイルス感染症の後どうなっていくのかと考えたときに、もとは戻らない、学びの形態がもとは戻せない。オンラインの良さもあるし、かといって基本は対面同士で関係をつくりながらというのが主軸になると思うのですが、どう変えていけばいいかというのは、国分寺にとっては最大の社会教育の課題ではないかと思うのです。その中で、どういうものが可能なかという部分について、それぞれの専門の方たちの御意見をまとめていただいて、ぜひこれはいただきたいなという気持ちで今いっぱいなのです。

9月までという非常に短い時間の中で、その大きな課題をまとめ上げるのは非常に厳しい部分があるかと思いますが、ぜひ御努力いただいて答申をいただきたいなど、そう思っています。

社会教育課長 今年度の社会教育委員の会議の中では、1つの研究といたしまして、今までなかなか集まれないということや、社会教育委員の会議におきましても、リモートで会議を後半続けてまいりました。そのようなところから、研究はこれから新たにというよりは、今までの話し合った中から取りまとめをしながら、新しい社会教育について研究をしていただけるように、私からもお伝えしたいと思っております。

教育長 よろしくお願ひいたします。

富山教育長職務代理者 特にオンラインの良さもあるので、講師の方が例えば外国にいらっしゃったりですね、あるいは九州や北海道の講師を呼んでいろいろやりたいといった時に、来ていただくのは大変難しいですが、オンラインで行うとチャットで意見交換もできますし、これからオンラインの可能性はかなりあると思うのです。それを有効に使いながら、しかし、対面が基本ですので、新たな手法が出てくると、非常に市民のニーズに合った社会教育が展開されるのではないかなと、期待があるのです。よろしくお願ひいたします。

教育長 よろしくお願ひいたします。

辻委員 令和3年9月を目途にということだと、あと約半年ということ、私も期間が短いのではないかなと心配になったのですが、これまでの蓄積がおりということですので、その点は大丈夫なのかなということは思いました。とは言いましても、この新型コロナウイルス感染症対策で人との接触を避けなければいけないという特殊な環境の中で、手探りでしていることが多いこの1年間だったと思いますので、まだなかなか蓄積といっても途上の部分もあるのかなと推察しております。

諮問事項が、「多様な学びの手法から生まれる新しい社会教育について」と、ややもすると抽象的な内容になるような印象を受けますので、まだ手探りなので、その答申自体も

抽象的なままでまだ少し中途ですという感じでいただいでしまうと、せっかくの諮問、答申の機会が生かされないのはもったいないと思いますので、もしこの9月で不十分でしたら、ぜひとも、第2次、第3次と諮問をしていただいで、具体例やこのようなことをやってみて良かったというようなイメージが、体験するほうもイメージが湧くような具体的で、こういうことならば名前のおり新しい社会教育として一歩違う世界に踏み出すのだという、希望を持った答申をいただけるといいなと期待を込めていました。以上です。

社会教育課長 ありがとうございます。社会教育委員の方々も手探りの部分が今もございまして、どこがゴールかというのは、まだ落ちどころがはっきりとは見えないところでございますので、今いただきました御助言をもとに、社会教育委員にもお伝えし、できるだけ何か具体例が入るとか、具現化できるような方向での諮問まで目指してまいりたいと考えます。ありがとうございます。

大木委員 私も同じ意見でした。

教育長 ありがとうございます。それでは、今いただいた意見をぜひ委員の皆様方にもお伝えする中で、この内容について諮問をさせていただきたいと思っています。

私からは特にコロナ禍というだけではなくて、これまでも図書館や公民館に行けずに、学ぶ機会が少し制限されていたという方々がいらっしゃると思うのです。障害をお持ちの方とか、御高齢の方とか、あるいは子育て中の方とか、そういう方々にも学ぶ機会が広がっていくような、誰もが学び続けられるようなそんな新しい社会教育を目指すための手法を、ぜひ具体的に御提案いただけたらありがたいなと思いますので、その点も含めてお伝えをいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

社会教育課長 1点だけ訂正させていただきます。私、先ほど、令和3年度の後期事業というお話と予算編成という話がありましたが、予算編成は令和4年度の予算ということでございます。よろしく願いいたします。

教育長 令和4年度の予算編成に生かせるようにということで、令和3年、本年の9月をめどに答申をいただきたいという内容です。では、訂正をさせていただきます。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

9 議案第16号 国分寺市重要文化財の指定について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市重要文化財の指定について、国分寺市文化財の保存と活用に関する条例(平成22年条例第24号)第6条第1項の規定により決定するため、必要がある。

ふるさと文化財課長 恐れ入ります。次ページをおめくりいただきたいと思います。参考資料といたしまして、1ページから8ページまででございますが、まずは5ページをご覧ください。8ページまでは国分寺市文化財保護審議会会長から教育長に宛てました、国分寺市重要文化財の指定についての答申となります。ほどお目通しをいただければと思います。こちらは令和2年10月22日開催の教育委員会におきまして、国分寺市重要文化財の指定について、文化財保護審議会への諮問について御審議をいただきまして、令和2年11月12日付で諮問を行ってきたものでございます。

文化財保護審議会において、現地視察を含めまして2回にわたり慎重に御審議をいただき、2月26日に答申をいただいたものでございます。

恐れ入ります、お戻りいただきまして議案最初のページの裏面をご覧をいただきたいと思ひます。今回、新たに指定するものは1件となります。指定第31号、国分寺市の重要文化財の区分といたしましては、国分寺市重要有形民俗文化財になります。文化財の名称及び員数は、本多八幡神社神輿1基となります。

文化財の特徴を示す事項、かいつまんで申し上げますと、こちらは神輿本体、担ぎ棒合わせて280キログラムございまして、正面、側面とともに幅が122センチ、高さが173センチとなっております。こちらは参考資料1ページにございます写真のとおりということになります。こちらは文政3年、1820年製という記録伝承がありますが、明治32年と昭和51年の2回にわたって大修理が行われているものでございます。現在の神輿をご覧をいただければと思っております。

また、もとにお戻りいただきまして(4)の所有者、こちらは宗教法人八幡神社となっております。

(5)、(6)、(7)に関しましては、お目通しをいただければと思っております。

右の(8)、こちらの指定理由をご覧をいただきたいと思ひます。こちらは現在の多摩市の小野神社にございましたこの神輿は、小野神社の宮司家に伝わる近世文書によりますと、先ほど申し上げました文政3年に建造されたと記録がございまして。祭礼神輿として使われていたこの御神輿は、昭和10年に小野神社が新しい御神輿を製作した年に、本多八幡神社に譲渡をされています。

参考資料の2ページの上に文政3年につくられましたというような古文書と、下には本多八幡神社にございます、こちら昭和11年に譲渡を受け、その後、昭和51年に大修理をしたこの本多八幡神社の御神輿の由来が記されたものでございます。

また、3ページの写真のように、譲渡後も本多八幡神社の秋季祭礼における神輿として、地区内を渡御して現在に至っているということでございまして。二度の修理によってもとの形は把握できませんが、記録や伝承による使用年数は200年となり、非常に歴史のあるものと言えます。

ちなみに、参考資料の4ページには、不鮮明ではございますが昭和49年頃の大修理前の御神輿の写真を参考で載せておりますので、お目通しをいただければと思ひます。北多摩地区では、地域では最上級の神輿と考えられまして、現役の神輿として今日まで使用されていることから、市内における民俗を示す資料として価値が高く、指定をし、保護を図る必要があると指定の決定をさせていただいております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 この神輿につきましては、前回の諮問の際に併せて御説明を差し上げているという状況でございますので、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

富山教育長職務代理者 文化財として、ここで指定されることになるというのは大変よいことだと喜んでおります。特に私はこの神輿は今御説明ありましたとおり、200年というそのときに毎年毎年人々に尊敬され親しまれて、飾っておいたものではないのですよね。毎年毎年そういう大事なものとして、お祭りの主役と言っていいでしょうね。それを200年間毎年毎年、不具合のところはどこかにあったかもしれませんが、少なくともそうやって継続されて今にあるというものである。200年という歴史の古さ。それから御神輿の上に鳳凰ではなくて鳳龍ですよね。珍しいといえば珍しいのですが、大国魂神社の六

社の、6つの神輿のうちの1つが宝珠なのですよね。一般的には鳳凰ですけども、宝珠というのもなくはないのですが非常に珍しい形で、これも希少価値が大変あるのかなと思いますし、それから、この例大祭が毎年行われるわけですが、六社が全部この御旅所に行くのですが、一宮神社から御旅所に向って今度は渡御するというのもずっと行って来たという、大きなお祭りのストーリーの一翼をきちっと長く担っていたという背景を見ると、非常に大事なもので、今後もまた200年以上地域の人、国分寺で愛されて、そしてそういうお祭りの主役として使われ、親しまれていって、尊敬されていくというのが大変大事なもので、ここで国分寺の文化財として指定されることは、大変よいことと思っています。以上です。

大木委員 今、富山教育長職務代理者がおっしゃいましたように、大変素晴らしい歴史ある御神輿が今回、市の重要文化財として指定されるということは、非常に素晴らしいことだと思っております。

1つ伺いたいのが、今まで本多八幡神社の祭礼における御神輿として使われていたということですけども、市の重要文化財に指定されたということで、今後何か使用できなくなるとか、あるいはこのように保護しなければいけないとか、縛りといいますか、制限が出てしまうのかということをお伺いしてください。

ふるさと文化財課長 特にこの指定を受けたからといって使用できないということはありません。今後、また修理があったような場合には、文化財の保存事業ということで、所有者の方との相談を行った上で進めていくことになると思いますが、修理工事などを行うためには、補助対象経費の50%以内の額として、予算の範囲内ではございますけれども、市より補助金が交付されるということになっております。そのような形でまた保存をしていきたいと思っております。

大木委員 ありがとうございます。実際に使用されるということがとても重要な位置づけになっているかと思われましたので、大変安心いたしました。今後、市の重要文化財としての保護と、そして皆様に尊敬され、親しまれる御神輿としての両方の役割を担っていくことができますよう、ぜひ今後も御尽力いただければと思います。ありがとうございます。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

10 議案第17号 国分寺市教育委員会所有16ミリ発声映写機使用規則を廃止する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

16ミリ発声映写機の申込実態がない等の状況を鑑み、廃止する必要がある。

公民館課長兼本多公民館長 このことにつきまして、以前は公民館全館に配置されていた16ミリ発声映写機につきまして、現在は故障をしても部品がないために修繕ができない状況となっています。使用できる16ミリ発声映写機につきましては、恋ヶ窪公民館に集めて毎年点検をして公民館の事業で使用しております。参考資料として添付しております現在の規則につきまして、16ミリの発声映写機の使用について定めておりますけれども、市民からの使用申込みはなく、現状としては貸出しの実態はありません。故障をすると修繕ができないため、貴重な備品となっており、今後も公民館の公民館事業で大切に使用していきたいと考えています。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

す。

(意見・質疑の要旨)

辻委員 市民からの申込みがない状態が続いていたということですが、どのぐらい長い間申込みがなかったということでしょうか。

公民館課長兼本多公民館長 20年ぐらいはないと思います。

辻委員 では市民からの利用のニーズはもうないという御判断は正当なものかなと思います。ただ、この規則を廃止したことで、市が所有している16ミリ発声映写機自体を使わないということではなく、説明にあったように今後公民館事業ではお使いになるということですよ。

公民館課長兼本多公民館長 現在も、今年度は新型コロナウイルス感染症の関係でできていないのですが、シネマ恋ケ窪ということで、16ミリのカチャカチャという音ですか。あれがいいという方がいますので、それにつきましては市でしっかりと整備をしながら、大事に使用していきたいと考えています。

辻委員 よくわかりました。今後は、一般の市民の方の利用ニーズに応えるということではなく、市としてそのような古き良き物を愛好する方々へのニーズに応えるという形で、市でしっかりと修理を重ねながら、保管、現状を維持していただければと思います。ありがとうございます。

公民館課長兼本多公民館長 よろしくお願ひいたします。

教育長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ぜひまだまだ愛されている方がいますので、本当に丁寧に使っていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

11 議案第18号 国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則の制定について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

市立学校に勤務する教職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進するため、新たに規則を制定する必要がある。

学校指導課長 本市には、常時10人以上50人未満の職場についての要綱はありましたが、来年度より常時50人以上の職場ができることから、市立学校に勤務する教職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進するため、これまでの要綱を整備し、新たに規則を制定する必要があるためです。

それでは、めくっていただいて、資料「国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則」をご覧ください。1ページの第1章、総則では、労働安全衛生法の規定に基づき、本規則の趣旨を定めるとともに、用語の意義について定めております。

第2章以降につきましては、学校規模に応じて関係する章が違いますので、分けて説明をさせていただきます。

労働安全衛生法では、常時50人以上の職場か常時10人以上50人未満の職場であるかによって取組が異なります。本市においては常時50人以上になるのが第四小学校のみで、常時10人以上50人未満の学校がそれ以外の14校となります。まず、常時50人以上の職場につ

いて関係のある章から御説明をさせていただきます。

まず1ページの下から始まり第2章、「衛生管理者」についてご覧ください。第3条では学校ごとに衛生管理者を置くことと、国分寺市教育委員会が選任することを定めております。それに続く第4条から第6条には、その職務、権限、任期が定められております。

続いて、めくっていただいて4ページ上方になります。第4章「学校産業医」をご覧ください。第11条では、常時50人以上の職場には学校産業医を置くことを定めています。それに続く第12条から16条にはその職務、権限、任期、身分そして守秘義務が定められております。

続いて、6ページ上方をご覧ください。第5章「衛生委員会」になります。第17条では常時50人以上の職場に衛生委員会を設置することを定めております。第18条から第23条には、衛生委員会の調査審議事項、組織、議長、そして招集、定足数、意見の聴取等が定められております。

最後に、常時10人以上50人未満の職場についての関係ある章、こちらについて御説明をさせていただきます。戻っていただきまして3ページ、上方になります。第3章「衛生推進者」をご覧ください。第7条では学校ごとに衛生推進者を置くことと、国分寺市教育委員会が選任することを定めています。それに続く第8条から第10条には、その氏名の周知、職務並びに任期、こちらが定められてございます。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 学校産業医に関しましては、守秘義務がここに明示してありますけれども、他の衛生管理者あるいは衛生推進者、それから衛生委員会のメンバー等に関しましては、この守秘義務の扱いはどのようになっておりますでしょうか。

学校指導課長 まず、学校産業医以外につきましては、個別のストレスチェック等の内容については把握することはございませんので、そういった情報を得るということについてはない状況でございます。いわゆる学校の安全衛生に関することでございますので、そういったところでの守秘義務というものは求められないところでございます。けれども、学校の知り得た情報については当然守秘義務が学校職員にはありますので、そこは対応していることとなります。

大木委員 承知しました。医師であれば学校医であろうとなかろうと守秘義務が課せられるのは当然なのですけれども、例えば衛生管理者に関しまして(2)で健康に異常がある教職員の発見及びその処置に関することですか、このような業務を行うということがありますので、ストレスチェックなどの結果そのものに関してはご覧にならなくても、少し状態が良くないのではないかといったことについて、発見されるあるいは御相談をお受けになるということがあると思います。なので、当然守秘義務を保持されるということはあると思いますが、逆に今度は学校というチームの場において、共有しなくてはいけないものもあるでしょう。しかし、それは本人からのインフォームドコンセントを得ないでするわけにはいかないという、そういうことも出てくると思いますので、こちらの規則に明示されるかどうかということはまた別といたしまして、その点についてはしっかりと御検討をいただいております。

学校指導課長 貴重な御意見ありがとうございます。その辺につきましては、ぜひこちら

らでも検討した上で、学校では特に管理職にきちんと周知していきたいと考えています。
教育長 ありがとうございます。なお、この規則につきましては国分寺市職員労働安全衛生管理規則に準拠した形でつくらせていただいているということをつけ加えさせていただきたいと思います。

富山教育長職務代理者 議案19号、20号に関わってくるのですが、これが4月1日からこの規則にのっとって学校運営がなされるときに、いろいろ司法の方に伺いますと、お医者さんの場合にも一定の資格を得た人でないといけないし、それから学校の中においても、一定の資格を有していないと、誰でもいいというわけにはなかなか、いずれにしても法令でいけないとなっていて、人材を確保するのが大変難しいという話を直接聞いているのですが、本市の場合その辺はいかがでしょうか。人材確保について。

学校指導課長 こちら資格につきましては、特に常時50人以上の職場における衛生管理者につきましては資格が必要となります。ただ、いわゆる学校におきましては、養護教諭は、こちらの資格を持っているという条件になりますので、その点では確保ができるということになります。

ただ、今後こういったことについての衛生管理がありますので、副校長につきましても資格取得のための研修等を受けたり、試験を受けたりということについては進めていきたいと、促していきたいと考えております。

富山教育長職務代理者 ありがとうございます。続けてなのですが、従来学校には保健委員会がありました。今回、この衛生委員会を組織するとなると屋上屋を重ねてはいけないわけですが、この関連というのは今どのような実態になっているのでしょうか。

学校指導課長 こちらにつきましては、今回ここで一定整理されましたし、また、学校産業医も学校を巡回してまいりますので、ここはちょっと整理しながら役割分担をしていきたいと思っております。

富山教育長職務代理者 働き方改革ということも当然入るわけですから、そういう中では重なるところがあれば重ねてもいいとなっているわけですので、煩雑にならないような組織体制をつくるのが大事かなと思いますね。

もう1つですが、50人以上の場合には産業医を設置しなければいけないという義務づけがされていますが、50人未満の場合には努力目標になっています。15校あって1校が50人以上となっていて設置されるという、14校は努力義務だからという形になるのですが、どんな形になるのか、もしその辺の制度設計がなされているならばお聞かせください。

学校指導課長 委員のおっしゃるとおり、労働安全衛生法上は実施する必要、産業医を設置する必要があるのは常時50人以上ということになりますが、本市におきましては市立小中学校全15校、こちらを対象として学校産業医の方には巡回していただくという形をとっております。

富山教育長職務代理者 ありがとうございます。15校で1校が設置義務だけれども、14校についても必要に応じて巡回していただくというのは、大変心強いと思います。よろしく申し上げます。以上です。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

教育長 それでは、ここで先ほどお話をさせていただきました議案第8号、国分寺市教

育委員会管理職職員の人事異動について、また議案第19号、衛生管理者の選任について及び議案第20号、衛生推進者の選任については、国分寺市教育委員会会議規則第7条に規定する人事等に関する案件でありますので、秘密会で御審議をいただきたいと思っております。

秘密会の開催につきましては、国分寺市教育委員会会議規則第7条の規定によりまして、出席委員の3分の2以上の議決を有しますので、皆様にお諮りをいたします。いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 委員全員の賛成をもって秘密会の開催は可決されました。

国分寺市教育委員会会議規則第8条の規定により、関係者以外の方は退室をお願いいたします。なお、事務局は退室される方々の誘導をお願いいたします。

—秘密会—（午後2時57分～午後3時14分）

14 議案第21号 学校産業医の選任について〈教育長提出〉

（議案の内容と説明）

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則の規定に基づき、学校産業医を選任する必要がある。

学校指導課長 それでは、おめくりいただきまして令和3年度学校産業医候補者名簿をご覧ください。来年度は国分寺市医師会の紹介で国分寺病院理事長であります高木智匡先生ということになります。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

（意見・質疑の要旨）

教育長 説明が終わりました。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

高木先生には学校医としてもお力添えをいただいているところございまして、今回、重ねて学校産業医として御協力いただくこととなります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、お諮りいたします。議案第21号、学校産業医の選任について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

（採決）

原案どおり可決（全員一致）

〔協 議〕

1 国分寺市スポーツ推進計画後期事業内容の見直しに係る意見について

（議案の内容と説明）

スポーツ振興課長 本日はお時間をいただきましてありがとうございます。私、スポーツ振興課長をしております木村と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、スポーツ推進計画後期事業内容見直しに係る意見についてということで、お

願いいたします。

市では、スポーツ推進計画を平成29年3月に策定しまして、平成29年度から令和6年度までの8年間を計画期間としております。この令和2年度に前半の4年目が終了するところから、後半の4年間に向けて事業内容の見直しをすることとしてまいりました。

資料番号4の資料をお手元をお願いいたします。資料番号4、こちらの資料は平成29年3月に策定しました計画の第4章部分を抜粋したものとなっております。各ページご覧いただくとおわかりになるかと思いますが、施策ごとにと組の方向性と、そして、主な取組が記載されています。しかしながら、この主な取組について、誰が、どのようにして行うのかといったところまでは、こちらについては具体的な事業までは記載されていない状態となっております。このたびの事業内容の見直しに当たりましては、この点を明確にすることで、計画の実効性を高めることとして、今度は資料番号1のとおり修正をしたいと考えております。

こちら本日につきましては資料番号1になりますが、こちらの修正案につきまして、御意見を賜れればと思ってやっております。この中身に入る前に、少しこれまでの経過について説明をさせていただきたいと存じます。

この資料番号1の次に、資料番号2というものがございます。資料番号1については25ページで終わっているのですが、その後、資料番号2というものが始まります。わかりにくくて申し訳ないのですが、この資料番号2のタイトルは、「国分寺市スポーツ推進計画（平成29年3月）後期事業内容の見直しに向けて（案）」といった内容となっております。こちらの資料なのですが、この後期事業内容を見直すに当たりまして、前期計画期間中に取り組んできたことを一度整理しまして、そこから得られた問題点、そして、昨年夏に実施いたしました市民意識調査、本日資料番号3として添付させていただいておりますが、こちらの結果を踏まえて後期計画期間重点的に行っていく事項というものを洗い出す、こういったことで作業を進めてまいりました。

また、この資料番号2の中では、スポーツ推進計画全体の成果目標に対する現時点の到達点についても総括しまして、後期計画期間に向けた方向性というものも整理してございます。本日は、それらを踏まえて先ほどの資料番号1になりますが、後期事業として取りまとめました。

今度は資料番号1をまたお手元をお願いいたします。こちらの内容について説明をさせていただきます。この後期の事業内容につきましては、ページをおめくりいただきまして、2ページ目の事業番号の1から25ページになりますが、事業番号80まで、この80事業を設定しました。この80事業のうち今までの4年間では大きく取り組んでこなかった事業、今後4年間で新たに取り組んできた事業が7事業ございます。その部分を含めて概要について説明をさせていただきます。

まずは、2ページ目をお願いいたします。施策1－(1)、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進としましては、1番としまして小・中学生を主な対象とする事業が7事業、続きまして、4ページになりますが働き盛り世代を主な対象とするものが2事業、そして高齢者を主な対象とするものが6事業、そして、6ページ目になりますが全世代を対象とするものが10事業となっております。今後の4年間につきましては、人工芝化したけやき運動場を効果的に活用していきたいと考えておまして、新規事業としましては7ページにあります事業番号19になります。市民けやき運動場一般開放事業といったものを

設定してございます。定期的また臨時的にけやき運動場を無料開放することで、市民がスポーツに親しむ動機づけを図ってまいりたいと考えております。

続きまして、8ページをお願いいたします。施策1-(2)、障害者がスポーツに親しむ機会の充実につきましては、東京2020大会の共生社会ホストタウンとして、障害者がスポーツに親しむ機会、そして、市民の障害への理解促進について取り組んでまいります。7事業を設定しておりますけれども、このうち新規のものとしましては10ページをお願いいたします。番号30、ボッチャ用具貸出事業、そして32、出張ボッチャ体験イベント、こちらを設けました。ボッチャというスポーツについては、障害の有無にかかわらず気軽に楽しめるパラスポーツであることから、東京2020大会を契機として、広く市民の皆さんに体験していただきまして、ボッチャを通じて障害理解にもつなげていきたいと考えております。

続きまして、10ページをお願いいたします。施策1-(3)、幼児期からの豊富なスポーツ体験の推進につきましては、幼児が実際に体を動かすものとして4事業、そして12ページになりますけれども、保護者の意識啓発に係るものとして3事業を設定してございます。そのまま12ページをお願いいたします。施策1-(4)、地域スポーツ活動の支援につきましては、部活動を含む地域スポーツ活動を活性化するものとして、5事業を設定いたしました。このうち新規事業といたしましては、14ページをお願いいたします。番号44、スポーツ関係団体との連携による地域スポーツ活動の活性化を設定いたしました。特に近隣の大学の部活ですとか、サークルとの連携、また企業内のスポーツサークル等との連携を深めまして、中学校の部活動を含む地域スポーツ活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

そのまま14ページをお願いいたします。施策2-(1)、快適で安全に配慮した施設整備につきましては、3事業を設定しております。体育施設の適切な維持管理、新型コロナウイルス感染症対策も含めて行ってまいります。また、隣接市との体育施設の相互利用についても研究・検討を進めてまいります。

15ページをお願いいたします。身近でスポーツができる環境づくりとしては3事業を設定いたしました。このうち、新型コロナウイルス感染症によってオンラインレッスンなど自宅で運動する環境が、全国的に見ても整ってきているところです。市としても、この運動動画の配信に取り組んでいくこととしまして、新規事業としましては16ページの番号51番になります。動画を活用したスポーツ環境の整備、こちらを設定いたしました。市内のスポーツ関係団体の協力を得まして、気軽に取り組める運動の動画を撮影、配信することで、最も身近な場所である自宅でのスポーツ実施につなげてまいりたいと考えております。

16ページ、学校と連携したスポーツ機会の充実としましては、学校体育施設を有効活用しながら、市民のスポーツ環境の充実に取り組むこととしまして、5事業を設定しております。新規事業としましては、17ページ、番号52になります。地域交流を目的とした学校体育施設個人開放事業として設定しております。現在、各学校の体育施設、校庭・体育館については競技スポーツ団体への貸出しで使われています。この活用については維持しながらも、団体貸出しだけでなく例えば日時を決めて、地域住民の方が身近にスポーツを楽しめる場所として活用できないか、そこで交流が生まれるような開放ができないかといったことで、検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、18ページをお願いいたします。施策3-(1)、スポーツ活動を「支える」人の創出につきましては3事業を設定しております。ボランティアに係る情報発信、講習

会、また登録についても取り組んでまいりたいと考えております。

19ページをお願いいたします。施策3-(2)、スポーツ指導者の育成では中学校の部活動や地域スポーツ活動への指導に関わる人材の掘り起こし、また育成を図ることに取り組むこととして5事業を設定しております。新規事業としましては、20ページお願いいたします。番号64、スポーツ指導者講習会等誘致事業といったことで設けております。東京都体育協会が毎年行っている指導者育成につながる講習会の会場として、国分寺市の体育施設を提供しまして、関心のある市民が参加しやすい環境をつくってまいりたいと考えております。

20ページをお願いいたします。施策3-(3)、多様なスポーツ活動の支援につきましては、スポーツ大会に参加する市民アスリートのモチベーションの向上につながる事業として4事業、そして、22ページになりますが、市に関係のあるトップアスリートを応援するものとして4事業を設定してございます。

23ページをお願いいたします。施策3-(4)、スポーツ情報の充実としましては5事業を設定しております。また、最後24ページをお願いいたします。施策3-(5)、スポーツ団体・関係団体・関係機関との連携につきましては、こちらに書いてある3事業を設定しております。

以上、新規の7事業も含めまして全80事業、こちらを市の庁内はもとより関係団体とも連携して進めてまいりたいと考えてございます。本日はこの計画修正(案)について、御意見いただきたくお願い申し上げます。以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 ただいまスポーツ振興課長から御説明をいただきました国分寺市スポーツ推進計画の後期の部分です。主要施策の修正部分についてぜひ御意見をいただきたいということでございますので、よろしくをお願いいたします。御質問も含めていかがでしょうか。

大木委員 細かいことを言い出したらすごく時間がかかってしまうので、大枠で教えていただきたいのですけれども、今回のスポーツの定義を、どのように捉えていらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。

なぜかと申しますと、ほとんどは確かに「スポーツ」という言葉が入っているため、何らかの体を動かすことというのは理解したのですけれども、例えば、39番の公民館事業のところでは、「栄養」「食事」「食育」に関する講座を開設し、適切な食生活をするための大切さを学ぶ、となっていて、スポーツの体を動かすということ自体が何も書いていません。あくまでも今回はスポーツということでの事業なので、このような形で書いてあるということは、単なる私たちがイメージするスポーツ以上の概念をお持ちで提案されたのかと思ひまして、まずはそこをお伺いしてください。

スポーツ振興課長 御意見ありがとうございます。まず、この計画でのスポーツの定義になりますが、こちらが平成29年3月に策定した計画書になります。まずは読み上げさせていただきますと思います。本計画におけるスポーツの定義、「ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけではなく、子どもから高齢者まで障害の有無に関わらず、全ての市民が行える健康づくりのためのウォーキングや散歩、ジョギング、サイクリング、軽体操など身体を動かすことで楽しむ幅広い運動やレクリエーションスポーツなど、目的を持って行う身体活動のすべてをスポーツと捉えます。」という形でございます。

今、御指摘いただいたとおり、では、この食育といったところが直接スポーツなのか、

体を動かす定義を満たしているのかということ、確におっしゃったとおりで、この食育の部分については、直接これが体を動かすといったところとは連動しないところになります。しかしながら、特にこちらについては幼児期からのということ、子どもにとっては体を動かしながら大きく成長していくといったところで、こちらの食育の観点も非常に大事だという形で入れさせていただいたところです。定義とは確かに外れてしまっていますが、趣旨としてはそういったところでございます。

大木委員 私は、この内容自体は非常に大切なことだと理解しておりますので、これを削除してくださいということではなく、単純に読んだときにこれはスポーツとどう関係があるのかということの疑問が生じました。ですから、おっしゃっていることを絡めるような一言を追加していただくほうが、一般市民として拝見したときに理解しやすいのではないかと思います。

もう1つ伺わせていただきたいのが、目標の指標です。例えば1番のジュニアサマー野外活動交流会、あるいは6番のわんぱく学校などもそうですが、参加者の満足度で捉えています。こちらを拝見しますと、佐渡市ならではのスポーツ体験を行うということで、もちろんスポーツを行っているということはわかるのですが、この満足度を指標としていいのか。つまり、この交流会全体という場合であれば、これはスポーツの部分だけでなく、この事業自体が楽しかった、満足したということになるので、このマリンスポーツなどだけとは違うと思います。わんぱく学校でも、青少年リーダーとしての資質を育てるということで、このプログラム全体として非常に満足度が高いということと、この中のどこのところをスポーツと結びつけるのかわからないのです。スポーツ単独の場合と全体とでは、その指標をどういうふうにとるのかということと、ここで結果から異なると思います。

先ほども含めてこれらの事業はとても有効ですし、スポーツとも関連しているとても大切な事業だということは十分理解しています。そのときの目標指標として、例えば平均の参加者数とか、そういうのと違って満足度といったときには、スポーツだけをやったものに対しての満足度であればそれでいいのですけれども、そうでないものとの複合的なイベントの場合には、果たしてそれがスポーツ、今回のこの目標に沿った形での指標になるかどうかということについて、今後、御検討をいただければと思います。

スポーツ振興課長 御意見ありがとうございます。確におっしゃったとおりで、今、ここで満足度というのは例えば1番の佐渡市については、確かに今私たちが考えていた全体に対する満足度といった形で考えておりました。ここについては、こういった形で指標としてこれを、今まで子どもたちを佐渡に連れていきますと、アンケートをとってそこで満足度というのを一定図ってはきたのですけれども、改めてこのスポーツ推進計画による満足度といったところについては、もう1回整理させていただきたいと思います。また、わんぱく学校につきましても、社会教育課と共有させていただいて、進めてまいりたいと考えます。

大木委員 他には、例えば12番の高齢福祉課の事業と、75番の健康推進課の事業についてお伺いします。それは高齢者対象ということと、生活習慣病予防ということなので、我々世代、あるいはもっと小さい頃から全世代という違いはあると思うのですが、この対象者以外となると、介護予防と生活習慣病予防というのは、位置づけとしてどう違うのかなと思います。75番の各種講座は情報の充実となっていて、それは各種講座の開催で市民の健康の保持増進を図る、となっています。12番の高齢福祉課だと、知識の普及啓発、講演会、教室ということなので、対象者とやることの基本的な考え方は、割と似ているので

はないかなというイメージがあります。それが、違うところに位置づけられているのは、概念としてどのように違うのかということ伺いたいと思ひまして、質問をさせていただいた次第です。

もし難しいようでしたら、今すぐでなくて結構です。恐らくいろいろな課から御提案されたもので、これはここがいいとそれぞれの課の御指定で入ったのかもしれませんが、それぞれを照らし合わせていくと、実は概念的には近いというところがあるはずで、似たようなものが、別々のところに設定されていると、課と課の連絡がどうなっているのだらうと、一市民としては疑問に思ひますので、もう一度御検討いただひて、しっかりと概念的に構成されるようにお図りいただひたほうがいいかなと思ひまして、御意見申し上げました。以上です。

スポーツ振興課長 こちらの各事業が生まれてくる経過につきましては、それぞれ主要施策と取組の方向性というものがあひまして、それに合致する事業があひますかという形で聞いて、今この形でまとめているというのが基本的な流れとなっております。ですので、もう一度戻って確認はいたひます。健康推進課が、どちらかというところ情報発信に重きを置いているのだらうといったところはあひますけれども、では、こちらに例えば実技の部分はどうなのかというところも含めて、1回確認をして、また、そこら辺を補足する言葉についてはこちらに書き足して整理をしてまいりたいと思ひます。

大木委員 よろしくお願ひします。

辻委員 今の大木委員の御指摘と同じ視点なのではすけれども、76番の親子ひろば事務事業がスポーツ情報の充実のところに入っていて、34番を見ると体育施設指定管理者による親子スポーツ教室事業というものがあひて、内容を見ると同じような感じなのかなと思ひました。最初は、親子ひろば事務事業は情報の充実なので情報発信だけなのかと思ひたのですが、内容を見ると2回開催して、実際に16人ほどの参加があひて、講習会というのをしたというように読めますので、このあたりは受ける側にしたらどこがしているのかはあまり大きな問題ではないのかもしれませんが、できれば教えていただひたらと思ひました。

関連して、その34番の親子スポーツ教室事業ですが、令和元年度の実績4教室645人の御参加に対して、令和6年度の目標が4教室で2,248人となっているのですけれども、同じ教室数にして3倍以上の参加者増を目指しているということなのですが、何かここは特に何か予定があるのでしょうか。

スポーツ振興課長 先ほどのまず1点目の76番の親子ひろば事務事業、こちらについては御意見ごもつともなところがあひますので、一度持ち帰らせていただひきまして言葉不足のところは整理する等をしたたいと思ひます。

もう1つ34番の体育施設指定管理者による親子スポーツ教室事業につきましては、私も指定管理者制度を導入している関係で、指定管理者としてはまず国分寺市として活動をする上で目標設定をします。この目標設定が、こちらは令和6年度が非常に近い形ですて、なかなかこの目標に対して令和元年度は満たしていなかったといったところが現状としてあひます。ですので、これについてはもともと4教室約2,000人を集めるといったような前提で全ての教室事業を組み立てていますので、あとは定員をどれだけしっかりと満たせる働きかけをしていくのかといったところを今後取り組むべき内容として行ひまして、令和6年度にはこの目標にいけるよう進めてまいりたいと、指定管理者も申してあひますし、私たちもそこについてはしっかりと把握をしていきたくと思ひます。

辻委員 私自身の体験からしても、子どもが小さい頃に、親子で体を動かす場が提供さ

れるというのは、非常に重要なことだと思いますので、先ほどの76番の情報提供と実際の実施と併せてしていただけるのは、大変意義のあることだと思います。よろしくお願いいたします。

富山教育長職務代理者 もう時間が限られていますので、手短で。回答は結構です。スポーツをして楽しむということ、今度はそれが、学びが循環するという意味で、一定のレベルになったならば、初心者の人に指導ができるというような学びが循環していく。自分が楽しんで、技量が高まっていく。それを今度は、その高まって技量をもとにして、指導ができるということがある。行き着くところは、中学校の部活動やあるいは小学校のクラブ活動等にその学びが生かせるような、循環していくような、そういう運営をいろいろなところで取り入れていただけるといいかなと。そういう計画で、そういう運営がなされるといいなと思っています。着地点は部活動、大変困ってしまして、指導者が確保できないところもあるというのだったら、一生懸命スポーツを楽しんでいる人たちが、その力量において部活指導ができるような、そういう運営をしていく。指導者養成講座とまではいわなくても、社会貢献できるようなものも、価値観として入れて運営していただくと、いい結果になるのかなと。もう時間ですので結構ですけども。

教育長 ありがとうございます。短い時間でしたけれども、まだまだたくさんあるかとは思いますが、もしございましたら後日、書面等でまたお渡しできるかと思えます。私からも1点、富山教育長職務代理者のお話があったように、これからの部活動の在り方というのが、今問われていて、文科省からも新たな形も示されているようなところもございますので、それと地域スポーツとの関連、またその指導者育成ということで今お話があったようなことも、今後の国分寺市のスポーツ振興計画をより充実していただいて、お進めいただけたらありがたいと思っております。

今日は、協議ということで御意見を、お伝えをさせていただきましたので、それに基づいてまた見直しを十分図っていただけたら幸いです。ありがとうございます。

〔報告〕

1 令和2年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰被表彰者一覧について

(事務局からの説明)

教育総務課長 報告1、令和2年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰一覧について、御説明いたします。2月25日木曜日の教育委員会定例会におきまして、概要を御報告させていただきました。お名前等の個人情報の公開に承諾がとれましたので、改めて御報告させていただきます。

被表彰者につきましては、資料1に記載のとおりでございます。小学生5人、中学生3人、団体ゼロとなっております。今回の表彰事由につきましては、全員が体育・芸能等の文化活動において特に優秀な成績を上げたものということになってございます。次回の発行の教育広報紙に掲載していきたいと考えてございます。表彰式につきましては、昨年と同様新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、今回も中止にさせていただきました。賞状等につきましては、各学校からお渡しいただくようお願いしてございます。御説明は以上になります。

(意見・質疑の要旨)

教育長 今年も残念ながら表彰式は開催できませんでしたが、コロナ禍の中でも

子どもたちが、本当に様々な方面で活躍していただいたこと、嬉しく思っているところでございます。また、来年度も多くの児童生徒を表彰できるように頑張ってもらいたいと願っております。

2 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 寄附の受領について御報告させていただきます。

資料2をお願いいたします。2件ございます。1件目は、今年度も読売センターの市内3つの販売所より読売新聞朝夕刊セット3部ずつ、こちら各小中学校に御寄附をいただいております。評価額につきましては237万6,000円となります。いただいた新聞につきましては、各学校の図書室や様々な場所、こちらに配架させていただきまして、活用をさせていただいている状況でございます。

2件目になりますが、同じく読売センターの市内3つの販売所から、こちら小学4年生から6年生を基本といたしまして、読売こども新聞を、中学生用につきましては、読売中高生新聞、こちらを御寄附いただきました。新聞を活用した学習に生かしていただきたいということで、各学校の希望調査を実施しまして、必要枚数を御寄附いただいております。御報告は以上となります。

(意見・質疑の要旨)

教育長 子どもたちも新聞に親しんでいるという状況もありますし、特に第五小学校はNIE、新聞を使った教育活動を盛んに行っていて、昨日も新聞の中に、五小の子どもの詩が載っていたり、記事が載っていたりというので、新聞にも子どもの名前が、作品が、とてもありがたいな、嬉しいなということでございます。

読売センターから御寄附をいただいたという2点でございます。この点についてはよろしいでしょうか。

3 国分寺市特別支援教育推進委員会設置について

(事務局からの説明)

統括指導主事 国分寺市特別支援教育推進委員会設置について、御報告をいたします。

本委員会は、現行の第3次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育）が令和3年度までの計画となっているため、その成果と課題を踏まえ、令和4年度以降の特別支援教育の支援体制や年次計画等について、検討する必要があるため設置をするものです。

検討内容につきましては、現計画の見直しに加え、特別支援教育の対象児童生徒への支援に関することなども含め、広く検討を図ってまいります。組織の委員は紙面のとおりとなります。市民公募の方や保護者の代表者、学識経験者や医師、そして学校の先生方等幅広い立場の方々からの御意見をいただきながら、検討を進めていく予定でございます。

裏面をご覧ください。本委員会での検討をもとに、令和4年度からの新しい計画を策定していくためのスケジュールとなります。計画の策定に当たってはパブリックコメントや市民説明会等も行い、より多くの皆様の御意見をいただきながら進めていく予定でございます。教育委員会では計画の案ができたところで、一度御提案をさせていただき、さらに、パブリックコメントを経た後に、決定の審議をお願いすることとなります。報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 このスケジュール表で、教育委員会の3月、今は令和2年度ですよ。3月が計画作成の報告となっているのですが、設置の報告は今お伺いしたのですが、計画作成の報告という私からすると、もう少し何か中身が深いものがあるように勘違いしてしまうのですが。

統括指導主事 申し訳ございません。こちらは今回設置の報告ということでさせていただいておりますが、全体のスケジュールで見たときには、最後が計画の作成というところになっておりますので、この計画の策定に向けてまずは委員会の設置をして、検討を図ってまいりますということでございます。スケジュール表の文言が足りないというところがございますが、申し訳ありませんでした。

大木委員 承知いたしました。

教育長 意味としてはそのような受け止めをしていただけたらと思います。ほかにいかがでしょうか。

では、私から1点、今回第4次の国分寺市特別支援教育基本計画の策定を目指してということになると思うのですが、この計画期間というのは、これまで何年なのか、また、今回のことについては何年を予定しているのかということが、もしあれば教えてください。

統括指導主事 これまで、第1次から第3次までについては、5年間の計画の流れで進めてまいりました。また、今度第4次の場合にも、この検討委員会の中でお諮りをした上で、想定としては5年間を想定しておりますけれども、そこについても御意見をいただきながら検討をしていきたいと考えています。

教育長 わかりました。5年間はこれまでやってきたということで、想定としては5年間ですが、様々な御意見をいただく中で、もう少し長期的に見ていこうとか、あるいはもう少し短いスパンで見直していく必要があるだろうとか、そのような点も含めて御検討をいただけたらありがたいと思います。これまで5年間だったから、また5年間ということではなく、柔軟な対応をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

また、できるだけ多くの市民の方から御意見をいただくような、この組織だけではなくて、いろいろな団体もありますので、多くの御意見をいただけるような機会も設けたらどうでしょうか。その御努力をお願いしたいと思っています。

4 令和3年度小・中学校の教育課程について

(事務局からの説明)

野村指導主事 令和3年度小・中学校教育課程届の順位について御説明いたします。

小中学校は、国分寺市立公立学校の管理運営に関する規則に基づき、次年度の教育課程として学校の教育目標や、それを達成するための基本方針、指導の重点等を教育委員会に届け出ています。資料の表面は各小中学校が届け出た教育課程の内容の一部です。1は、令和3年度の重点事項であり、教育目標を達成するための重点を、第2次国分寺市教育ビジョンを踏まえた上で設定しております。

2の特色ある教育活動は、重点項目①の人権教育の推進、②の道徳教育の推進に関する教育活動の具体的な取組を記載しております。また、その他の特色ある教育活動として、各校が特に注力する教育活動をお示しております。

裏面には、通常の学級と特別支援学級の小学校第6学年及び中学校第3学年の年間の授

業日数や授業時数を一覧にしています。次年度においては、中学校において新学習指導要領が全面実施となります。授業日数は今年度と同程度となり、授業時数も今年度と大きな変更はありません。本市においては、令和3年度も授業時数が適正に確保されております。学校指導課では各校において、教育課程が適正に実施され、各校の取組が充実するように指導・助言に努めてまいります。御報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 私から、大前提となることですが、本年度様々な教育活動で、コロナ禍の中でということも多くの影響を受けました。未履修ではないですけれども、学習内容が終わらない中で、また来年度に持ち越すというようなことがあるのかどうか、そういう影響が来年度の教育課程に何か影響を及ぼしている部分があるのかどうかということだけ教えてください。

野村指導主事 学習内容につきましては、今年度に関しまして時数ではなく、内容を確実に終わるといようなことを学校に指示しております。学校でも、内容は取組が終わりまして、来年度に持ち越すことはない聞いております。

教育長 ということは、来年度への影響はなく、4月からスタートができるということですね。大変安心をしました。

内容を見ますと、感染症に起因するといような、新型コロナウイルス感染症防止に対する内容なども含まれていたり、また、小学校教科担任制といような文言も含まれていて、新たな取組も書かれていたりということで、来年度に向けた特色を生かした教育課程が展開できることを、期待できるかなと思っております。ぜひ、教育委員の皆様方にも直接教育内容をご覧いただきながら、御指導、御鞭撻をいただけたら幸いです。どうぞよろしくお願いをいたします。

〔その他〕

なし

〔閉会〕

午後3時57分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

3 番

富山謙一

4 番

大木 桃代

調製職員

廣瀬 喜朗